

岩手県告示第361号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

令和8年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市千厩町小梨
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年3月31日から同年12月18日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量